横須賀市子育てホットライン及び横須賀市児童相談所
夜間・休日受付業務委託　プロポーザル実施要領

１．業務名

横須賀市子育てホットライン及び横須賀市児童相談所　夜間・休日受付業務委託

２．業務内容

別添「仕様書」に定めるとおり

３．契約期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

４．事業費（上限額）

20,328,000円（税込）

５．事務担当

本プロポーザルに係る事務手続きは、次の担当課が行います。

横須賀市民生局こども家庭支援センター　こども家庭支援課

所在地　：〒238-8550　神奈川県横須賀市小川町11番地

（書類を持参する場合は、横須賀市小川町16番地　はぐくみかん５F　⑥番窓口）

電話番号：046（822）8933　（直通）

E-mail　：ya-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

６．参加資格要件

プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とします。

（１）横須賀市競争入札参加資格を有していること。又は以下ア～オを全て満たす者。

ア　地方自治法施行令第167条の４第１項又は第２項の規定に該当していないこと。

イ　令和３年度以降、自治体における育児に関する相談や子どもを対象とした虐待通告等受付業務又はその他同等の電話相談業務の受託の実績を有すること。

ウ　市長が指定した国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと

エ　納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする市税において、その申告をしていること

オ　横須賀市暴力団排除条例第２条第２号、第４号又は第５号に該当していないこと。

（２）横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止を受けていないこと。

７．スケジュール

１	公募開始	令和８年11月19日（木）
２	質問の受付期限	令和８年12月３日（木）12時まで
３	質問・回答内容の公表	令和８年12月８日（火）
４	参加申込書提出期間	令和８年11月19日（木）～12月9日（水）12時まで
５	参加資格要件審査結果通知	令和８年12月10日（木）
６	提案書等の提出期限	令和９年１月７日（木）17時まで
７	提案書及びプレゼンテーションの審査	令和９年１月14日（木）
８	選考結果の通知及び公表	令和９年１月21日（木）
９	契約締結予定日	令和９年４月１日（木）

８．質問

（１）質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、質問書（様式１）を電子メールに添付し、事務局あてに送信してください。

（２）受付期限

令和８年12月３日（木）　12時まで

（３）質問への回答方法及び回答日時

質問者あてに電子メールで随時回答します。

また、全ての問い合わせを取りまとめ、「質問・回答内容」として、令和８年12月８日（火）にホームページで公表いたします。

なお、事業者が特定される等の内容については、非公開とする場合もあります。

（４）その他

ア　指定の様式によらない質問書や受付期限を過ぎた質問書は受け付けられません。

イ　質問書の内容について不明な点等がある場合には、事務局から質問者に対して確認を行うことがあります。

９．参加申込書の提出

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式２）

イ　横須賀市競争入札参加資格を有していない者は、以下の（ア）～（ウ）を提出すること。

（ア） 法人の登記事項証明書

（イ） 直近年度の納税証明書

①法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（国税通則法施行規則第９号

書式その３の３）

②本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書可）

③本市内に支店又は事務所が存在する場合は、本市税に未納がないことを証する証明書（全税目）

（ウ） 暴力団排除に関する宣誓書兼同意書（宣誓書兼同意書の内容に虚偽が判明した場合、その時点で参加資格を失うものとする。）

（２）提出期間

令和８年11月19日（木）　から　令和８年12月９日（水）　12時まで

（３）提出先

５．事務担当と同じ

（４）提出方法

上記（１）の提出書類を揃え、持参又は郵送により提出してください。

ただし郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留郵便等によるものとし、提出期間必着とします。なお、参加申込書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

10. 参加資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者については、参加事業者に求められる参加資格要件のすべてを満たしているか否かを審査したうえで、参加申込書（様式２）に記載したメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答します。

参加資格要件審査結果通知：**令和８年12月10日（木）**

11. 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式３）を電子メールにより、令和９年１月７日（木）17時までに事務局に提出してください。

12. 提案書の提出

（１）提出書類

ア　提案書

イ　価格提案書

※提案書作成要領（別紙１）を参照の上、提案書を作成すること。

（２）提出方法

参加申込書（様式２）に記載したメールアドレス宛てに、提出方法及び提出先を別途通知します。

（３）提出期限

令和９年１月７日（木）　17時まで

（４）複数提案の制限

１参加事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。

（５）留意事項

提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

13. プレゼンテーションの実施

提出された提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。また、プレゼンテーションは、各参加事業者について指定した時刻に入れ替えて実施します。

（１）実施日時

令和９年１月14日（木）

（詳細な日時については、各参加事業者に対し、電子メールで通知します。）

（２）実施場所

横須賀市小川町11番地　横須賀市役所又は横須賀市内の指定する公共施設

（詳細は別途お知らせいたします）

（３）時間配分

各参加事業者概ね40分

（準備５分、プレゼン20分、質疑応答10分、片付け５分）

（４）出席者

１参加事業者につき、３名以内とします。

（５）プレゼンテーションの実施方法

ア　プレゼンテーションは、非公開で行います。

イ　参加事業者の名称やその他特定される内容、ロゴ等はプレゼンテーションに含めないこととします。

ウ　参加事業者は評価者に対して、提出した提案書の内容について個別に説明します。なお、提案項目の全てについて説明する必要はありません。実施時間を考慮して行ってください。

エ　評価者は、参加事業者の提案について質疑を行います。

オ　参加事業者は、評価者からの質疑に対し回答を行います。

（６）留意事項

ア　災害、交通機関の事故等のやむを得ない事由がなく、指定時間に遅れた場合は失格とします。

イ　モニター、HDMIケーブル及び電源コンセントは本市が用意しますが、その他の機器については、参加事業者が用意してください。なお、実施場所は有線・無線ＬＡＮ回線の提供はありません。

ウ　当日のプレゼンテーションでは、提出した提案書に記載された内容以外は提示しないこととします。

エ　プレゼンテーションの内容は録音をしますので、ご了承ください。

オ　評価者が、評価者以外の者（業務の実務担当者）から意見を聴くことがあるため、選

考職員以外の者がプレゼンテーションに同席する場合があります。

14. 契約候補事業者の決定

（１）評価及び採点

評価者は、提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、評価基準に基づき採点します。

（２）評価項目

提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目については、「評価基準及び評価点表」（別紙２）を参照してください。

（３）合計得点の算出方法

ア　各評価者の全評価項目の得点を合計し、当該参加事業者の得点を算出します。

イ　上記アによる全評価者の得点を合計し、当該参加事業者の合計得点を算出します。

（４）契約候補事業者の決定

合計得点が満点の６割以上である参加事業者のうち、最も合計得点が高い参加事業者を契約候補事業者として決定します。参加事業者が１者の場合も同様とし、合計得点が満点の６割に満たない場合は、契約候補事業者を決定しません。

なお、合計得点が同点の場合は、評価基準の「事業実施に関する項目」の合計点が高い参加事業者を契約候補事業者として決定します。

（５）結果通知

各参加事業者には、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで評価結果を通知します。

契約候補事業者結果通知日：**令和９年１月21日（木）**

15. 契約締結

（１）市は、契約候補事業者と業務内容について協議し、契約締結に必要な仕様書等の調整を行ったうえで、契約を締結します。ただし、協議が整わない場合又は契約締結時までに失格事項に該当した場合は、決定を取り消し、次順位者を契約候補事業者とみなし契約交渉を行います。

（２）契約にあたっては本市契約規則及び業務委託契約約款を遵守してください。

（３）なお、本契約は、横須賀市議会において本事業に係る令和９年度予算が可決された場合に締結するものとし、契約締結日は令和９年４月１日（木）を予定しています。

16. その他

（１）横須賀市及び受託事業者が合意し、本市議会において各年度の当該事業に係る予算が議決された場合は、令和10年度及び令和11年度の各年度について、本契約と同条件で随意契約を締結することができます。なお、受託事業者が翌年度の契約を締結する意思がない場合は、現契約の契約期間満了日の２か月前までに横須賀市に通知してください。

（２）本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。

（３）提出された書類等は返却しません。
（４）提出期限後は提出書類の加除及び変更は認めません。
（５）提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う審査、評価、記録その他これらに付随する作業に必要な範囲で、複製することがあります。
（６）提案募集に参加する者は、受託事業者決定後において、この本実施要領及び別添資料の内容について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
（７）本要領に定めのない事項については、本市契約規則及び本市入札心得に準じます。
また、その他疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。